

畜 号 外  
平成 31 年 4 月 5 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事  
一般社団法人岩手県獣医師会長  
岩手県農業共済組合長理事  
岩手県動物薬品器材協会会長  
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長  
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県農林水産部  
畜産課総括課長

中国から携行品で持ち込まれた豚肉製品からのアフリカ豚コレラウイルスの  
分離及び家畜伝染病予防法の違反事案への対応の厳格化について

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課から別添のとおり、情報提供が  
ありましたので、お知らせします。

つきましては、会員等に対し、飼養衛生管理基準の遵守徹底や、異状確認時の家畜保健  
衛生所への早期通報について、引き続き、注意喚起くださるようお願いいたします。





【振興・衛生担当 (熊谷) TEL019-629-5729】

お知らせ

平成 31 年 4 月 2 日  
農 林 水 産 省

中国から携帯品で持ち込まれた豚肉製品からの  
アフリカ豚コレラウイルスの分離について

- 本年 1 月 25 日(金)、中国から我が国に持ち込まれ任意放棄された豚肉製品4件について、動物検疫所においてアフリカ豚コレラの遺伝子検査(PCR)及びシーケンス(PCR 増幅産物の遺伝子配列の解析)を実施したところ、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子を確認したところです。
- 当該豚肉製品について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門においてウイルス分離を行ったところ、2件の豚肉製品から、生きたウイルスが分離されました。これにより、実際に感染力を持つアフリカ豚コレラウイルスが我が国の水際まで到達していたことが証明されたことになります。  
なお、周辺諸国の中で、持ち込まれた豚肉製品から実際にアフリカ豚コレラウイルスが分離された報告はございません。
- 農林水産省では、昨年8月以降中国においてアフリカ豚コレラが発生し、中国からの旅客手荷物からアフリカ豚コレラ遺伝子が確認されたことを踏まえ、関係省庁や航空会社等に情報提供し、水際検疫を徹底するとともに、都道府県や養豚関係団体を通じて、生産者に対して情報を提供し、農場への侵入防止のため飼養衛生管理基準を遵守するように指導してきたところです。
- 引き続き、動物検疫所では、航空会社、船舶会社、CIQ、日本郵便株式会社等関係機関への協力依頼、外国人技能実習生に対する動物検疫制度の周知、携帯品及び国際郵便物に対する検査の強化、厨芥残渣の適切な処理の確認等に加え、家畜伝染病予防法の違反事案への対応の厳格化を新たに実施することにより、水際における動物検疫を徹底します。
- なお、動物検疫所では、訪日外国人に対する畜産物の持ち込み禁止等の動物検疫制度の広報動画(中国語、ベトナム語、タガログ語)をインターネットで公開しております。併せてご覧ください。  
<https://www.youtube.com/watch?v=adgTHWIE3jo>

	1	2
検体	豚ソーセージ (自家製)	豚ソーセージ
重量	0.6kg	1.3kg
採取場所	中部空港	中部空港
搭載国	中国	
出発地	上海	青島
検査に至ったきっかけ	税関	動物検疫所による 口頭質問
検体写真		

お問合せ先  
消費・安全局 動物衛生課  
担当者: 沖田、谷  
代表: 03-3502-8111 (内線 4584)  
ダイヤルイン: 03-3502-8295

## お知らせ

平成31年4月2日  
農 林 水 産 省

### 家畜伝染病予防法の違反事案への対応の厳格化について

- 違法な畜産物の持込みに対しては、現在、家畜伝染病予防法に基づき、100万円以下の罰金又は3年以下の懲役の罰則が設定されているところです。他方、現行の運用では、当該罰則の適用は、違法に持ち込んだ畜産物を国内で販売していた場合など、違法性が非常に高い場合に限定しており、個人消費やおみやげ目的の違法な持込みに対しては、放棄を促してまいりました。
- 現在、訪日旅行客の急増に伴い、違法な畜産物の持込み件数も増加している中、今般、中国から違法に持ち込まれた旅客の携帯品からアフリカ豚コレラのウイルスが分離されたこと等、我が国に対する海外悪性伝染病の侵入リスクが更に高まっています。  
(別紙1)：携帯品による輸入禁止品等の件数  
(5年間で約1.6倍)  
平成26年：約57,000件 → 平成30年：約94,000件)
- これらのことから、違法な畜産物の持込みが発覚した場合には、原則として、全ての事例において、違反者に警告書を発出し、違反事例をデータベース化するとともに、悪意を持って繰り返す等悪質性が認められる場合には、警察に通報又は告発する等違反事案への対応を厳格化することとしました。  
これらの違反事案への対応の厳格化は、4月22日(月)より開始いたします(別紙2)。
- 引き続き、水際検疫の強化による海外悪性伝染病の侵入防止を徹底してまいります。

お問合せ先  
消費・安全局動物衛生課  
担当者：西尾、坂本  
代表：03-3502-5994(内線4581)  
ダイヤルイン：03-3502-5994

### 携帯品による輸入禁止品等の検疫状況(上位10か国)

旅客の携帯品として持ち込まれる畜産物のうち、輸入が認められなかったもの(禁止品等)について、上位10か国の件数・数量は下表のとおり。

#### ●平成26年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	29,150	50.9%	43,830	51.3%
2	フィリピン	4,885	8.5%	10,467	12.2%
3	ベトナム	4,522	7.9%	9,670	11.3%
4	台湾	3,560	6.2%	5,071	5.9%
5	大韓民国	2,588	4.5%	3,299	3.9%
6	タイ	2,015	3.5%	4,291	5.0%
7	アメリカ合衆国	1,678	2.9%	804	0.9%
8	ドイツ	1,145	2.0%	789	0.9%
9	香港	640	1.1%	213	0.2%
10	オーストラリア	626	1.1%	927	1.1%
	総件数	57,213	-	85,497	-

#### ●平成27年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	28,994	46.2%	41,040	49.3%
2	ベトナム	6,208	9.9%	13,332	16.0%
3	台湾	5,431	8.7%	4,021	4.8%
4	フィリピン	4,518	7.2%	8,398	10.1%
5	韓国	3,312	5.3%	3,218	3.9%
6	アメリカ合衆国	1,775	2.8%	852	1.0%
7	タイ	1,774	2.8%	3,387	4.1%
8	ドイツ	1,438	2.3%	957	1.1%
9	香港	1,037	1.7%	886	1.1%
10	オーストラリア	686	1.1%	288	0.3%
	総件数	62,742	-	83,313	-

#### ●平成28年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	35,305	42.0%	49,123	46.2%
2	台湾	9,612	11.4%	5,162	4.9%
3	ベトナム	8,485	10.1%	19,910	18.7%
4	フィリピン	7,745	9.2%	12,336	11.6%
5	大韓民国	4,854	5.8%	4,216	4.0%
6	香港	1,948	2.3%	982	0.9%
7	タイ	1,860	2.2%	3,359	3.2%
8	アメリカ合衆国	1,824	2.2%	841	0.8%
9	ドイツ	1,388	1.7%	936	0.9%
10	オーストラリア	1,007	1.2%	336	0.3%
	総件数	84,025	-	106,351	-

## ●平成29年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	41,702	44.1%	52,523	44.1%
2	ベトナム	13,011	13.8%	28,851	24.2%
3	フィリピン	8,008	8.5%	12,542	10.5%
4	台湾	7,212	7.6%	4,421	3.7%
5	大韓民国	6,319	6.7%	4,266	3.6%
6	アメリカ合衆国	1,980	2.1%	878	0.7%
7	タイ	1,896	2.0%	3,192	2.7%
8	香港	1,518	1.6%	890	0.7%
9	ドイツ	1,309	1.4%	810	0.7%
10	モンゴル	1,134	1.2%	3,385	2.8%
	総件数	94,522	-	119,113	-

## ●平成30年(速報値)

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	42,280	45.0%	49,261	45.0%
2	ベトナム	13,224	14.1%	27,679	25.3%
3	大韓民国	7,406	7.9%	4,501	4.1%
4	台湾	6,461	6.9%	3,547	3.2%
5	フィリピン	5,677	6.0%	9,016	8.2%
6	タイ	3,182	3.4%	3,986	3.6%
7	アメリカ合衆国	1,611	1.7%	716	0.7%
8	香港	1,606	1.7%	1,004	0.9%
9	ドイツ	1,170	1.2%	730	0.7%
10	オーストラリア	805	0.9%	276	0.3%
	総件数	93,957	-	109,580	-

注1: 家畜伝染病予防法に基づく輸入禁止品に該当する畜産物又は同法第37条に基づく輸出国政府発行の検査証明書の添付がなかった畜産物等の件数及び数量。

注2: 数量については小数点以下を四捨五入した。

農林水産省動物検疫所企画管理部調査課調べ



# 動物検疫所からの 重要なお知らせ



2019年4月22日から

## 肉製品の違法な持込みに対する 対応を厳格化します。



任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには  
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が  
確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、  
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、

輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ  
場合には、3年以下の懲役又は100万円  
以下の罰金が科せられます。

農林水産省動物検疫所

肉製品の持ち込みについて詳細はこちら

